

第2回会合 小塚構成員からのご指摘事項への回答

ITUにおけるAM放送の周波数の国際調整について

- ・ AM放送の周波数は、国外にも広く伝搬する特性があるため、その周波数の使用については、国際電気通信連合（International Telecommunication Union）において国際調整をし、調整完了後、国際登録が必要とされている（国際調整の手続きの概要は別添のとおり。）
- ・ 国際登録されたAM放送局については、同一又は隣接周波数を使用する他のAM放送局の追加又は変更が行われる場合において、自局の業務区域内における他のAM放送局（妨害送信局）による電界強度の増加が一定値を超えて大きくなるときは、その追加又は変更に対して不同意の申し立てを行うことが可能とされている。
- ・ 国際登録されたAM放送局を廃止した場合、他国の放送局は、廃止されたAM放送局（妨害送信局）による電界強度が低い値となる。再び日本のAM放送局が開局する際には、この低い値を基準として電界強度の増加を算出するため、新たな国際調整で他国から同意を得ることが極めて難しくなる。

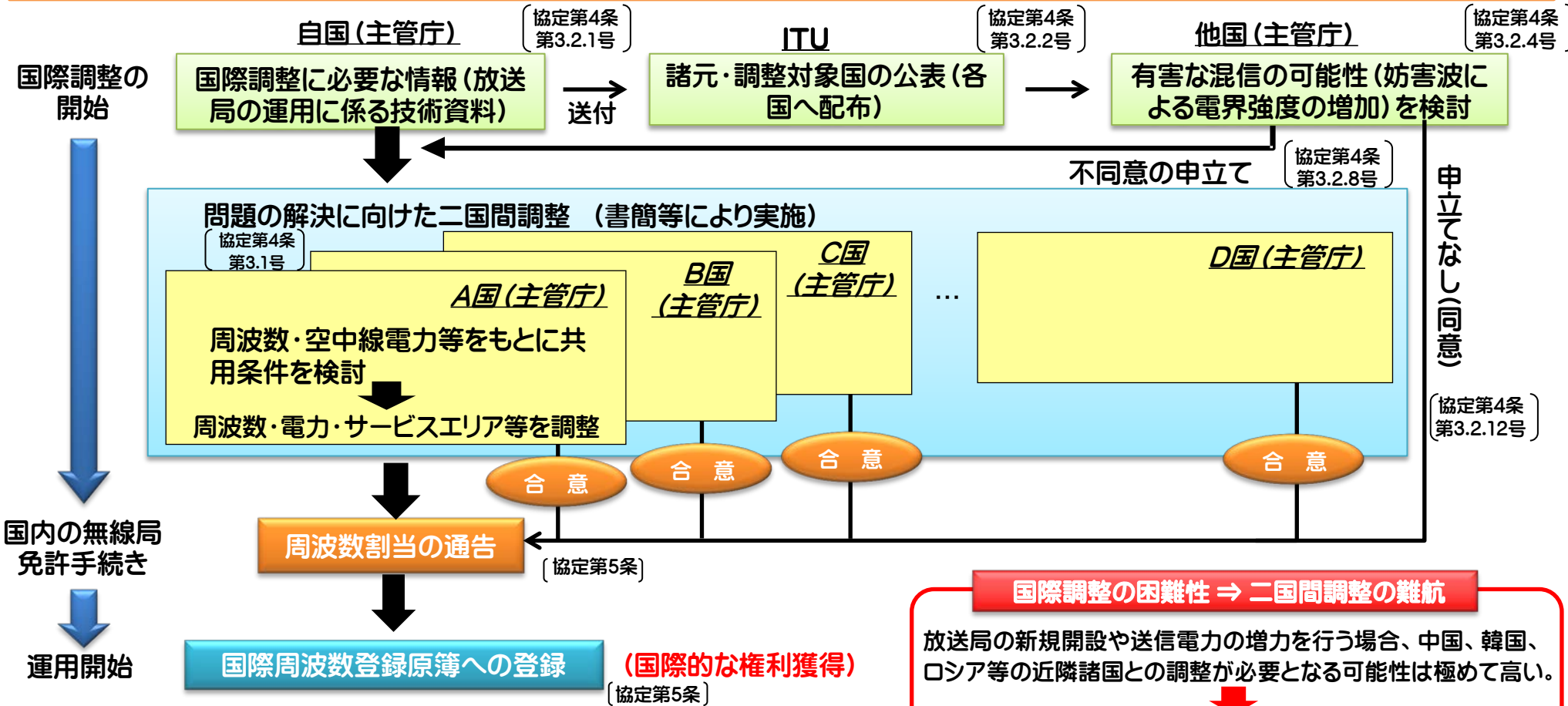
中波放送にかかる国際調整について

1 目的: 我が国の中波放送の運用に関して、国際的な電波の混信を回避する。

2 方法: ① 国際電気通信連合 (ITU) において、国際的に周波数等を調整※
② 既存の放送局の運用に有害な混信を与える可能性がある旨の申立てをした国に調整を依頼

3 得られる権利:

関係国との間で技術的な調整を行う国際調整が完了後、ITUの国際周波数登録原簿に登録されると、国際的な権利が得られる(電波の混信が回避される)



※ 周波数割当プランの調整のための国際協定「第一地域及び第三地域におけるMF帯並びに第一地域におけるLF帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975年、ジュネーブ)(通称:GE75)」

国際調整の困難性 → 二国間調整の難航
放送局の新規開設や送信電力の増力を行う場合、中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との調整が必要となる可能性は極めて高い。
二国間調整に2年以上を要した結果、合意に達しない場合もある。